

一般社団法人教育ネットワーク中国 ICT 活用検討委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、教育ネットワーク中国定款第37条及び運営委員会規程第3条3項に基づき、ICT活用検討委員会に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 本委員会は以下の事項を所掌する。

- (1) ICカード共同利用のための共通領域設定と維持管理
- (2) ひろしま地域カード連携コンソーシアム幹事会が主催するICカードに関する講演会・研修会などへの協力
- (3) ネットワークの基盤(インフラ)の整備
- (4) 教育用コンテンツの整備
- (5) 高校・大学間等での遠隔授業の実施
- (6) 上記のほかICTを活用した事業を推進して行くために必要な事項

(委員会の構成)

第3条 本委員会は教育ネットワーク中国の会員の教職員によって構成する。

- 2 委員会には必要に応じて関係者の出席を認めることができる。

(委員)

第4条 本委員会委員は、代表理事が指名し、理事会において承認を得、社員総会に報告するものとする。

- 2 委員の任期は2年とする。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会の委員長、副委員長は委員の中から代表理事が指名する。

(小委員会の設置)

第6条 本委員会の委員長は、代表理事と協議の上、小委員会を設置することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は2014年4月1日から施行する。